本号で公布された法令のあらまし

◇令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二四五号）（内閣府本府）

1　令和三年五月一一日から七月一四日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈢　島根県雲南市及び飯石郡飯南町並びに鹿児島県薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二四六号）（農林水産省）

1　種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七四号）の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理をすることとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇種苗法施行令の一部を改正する政令（政令第二四七号）（農林水産省）

1　登録品種の種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって政令で定めるものとして、いんげん豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びいんげん豆のあん、干し芋及び焼き芋並びに落花生を煎ったものその他の加熱による調理をしたものを指定するものとすることとした。（本則関係）

2　加工品について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（農林水産省）

1　農業委員会の区域内の地勢等の地理的条件その他の状況が、農地等の利用の最適化の推進が困難なものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合には、当該農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、当該農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を一〇〇で除して得た数にその数を限度として市町村が必要と認める数を加えて得た数の範囲内で定めることができることとした。（第八条第二項関係）

2　この政令の施行に伴う農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、この政令の施行前においても行うことができることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、2に係る規定は、この政令の公布の日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（農林水産省）

1　農林水産業における障害者の能力の活用の促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関する事務等を、農村振興局及び同局農村政策部都市農村交流課の所掌事務に追加することとした。（第九条及び第七八条関係）

2　都市及びその周辺における農業の振興に関する事務並びに市民農園の整備の促進に関する事務を、農村振興局農村政策部都市農村交流課から同部農村計画課に移管することとした。（第七六条関係）

3　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

政　令

令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百四十五号

令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南町並びに鹿児島県薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

備考　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉